

# 令和3年度 電気通信主任技術者定期講習の公示

電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第61条第4号の規定により、令和3年度の電気通信主任技術者定期講習を実施する日時、場所等を次のとおり公示します。

令和3年2月9日

登録講習機関第001号  
一般財団法人 日本データ通信協会  
理事長 酒井善則

一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第85条の2第1項の規定により登録を受けた登録講習機関として、次のとおり電気通信主任技術者講習（以下「講習」といいます。）を行います。

## 1 講習の種類

講習の種類は次の2つです。

- （1）伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習（以下「伝送交換講習」といいます。）
- （2）線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習（以下「線路講習」といいます。）

## 2 受講対象者

講習の受講対象者は、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者です。

## 3 実施日時及び実施場所等

講習の実施日時及び実施場所等は下表のとおりです。

伝送交換講習			線路講習		
実施場所	実施日	定員	実施場所	実施日	定員
第1回東京	7月7日(水)	70	第1回東京	7月8日(木)	50
第2回大阪	7月28日(水)	78	第2回大阪	7月29日(木)	50
第3回福岡	8月25日(水)	45	第3回福岡	8月26日(木)	45
第4回東京	9月15日(水)	70	第4回東京	9月16日(木)	50
第5回大阪	10月6日(水)	82	第5回大阪	10月7日(木)	40
第6回東京	10月27日(水)	50	第6回東京	10月28日(木)	35
第7回福岡	11月17日(水)	45	第7回福岡	11月18日(木)	30
第8回東京	12月8日(水)	70	第8回東京	12月9日(木)	40

集合時刻 : 8時40分  
講習の開始時刻: 9時00分(5分以上遅刻した者は入場できません。)  
講習の終了時刻: 17時30分頃

## 4 受講申請の手続きと受講料の払込み方法

- （1）受講申請の手続きは、受講申請の受付期間中に、協会の電気通信主任技術者講習ページ（URLは次のとおり。）中の、電気通信主任技術者定期講習受講申請フォームに必要事項を記入し、申請データを送信することにより行ってください。

電気通信主任技術者講習ページ <https://www.dekyo.or.jp/jinzai/>

### 【受講申請の受付期間】

受講申請は、令和3年5月11日13時から受講を希望する実施回の実施日の45日前の日まで受け付けします（例えば、令和3年9月15日実施回の受講を希望する場合、令和3年5月11日13時から同年8月1日までの間に受講申請をすることができます。）。

ただし、直近で受講した講習が平成30年度に実施されたものであって、前回の受講時期と同時期での受講を希望する者に限り、令和3年4月6日13時から同月20日13時までの間、先行して受講申請を受け付けします（例えば、平成30年7月25日実施回を受講した者が、令和3年7月7日実施回の受講を希望する場合、令和3年4月6日から同月20日13時までの間に受講申請をすることができます。）。

なお、定員制のため、受付期限前であっても、定員になり次第、受講申請の受け付けを締め切ります。

- (2) 協会は、受講申請された内容を審査し、適当と認めた場合に限りその申請を受付けます。
- (3) 協会は、受付けた受講申請の申請者に対し、指定の銀行口座への受講料の振込依頼をメールにて通知します。(振込先銀行口座は協会の電気通信主任技術者講習ページを参照。)

【受講料等の金額】-----

受講料は60,000円(税込)です。  
(なお、後述の再受講をする場合の受講料は60,000円(税込)、再考査のみ又は再々考査のみを受ける場合の受験料は15,000円(税込)です。)

- (4) 協会は、受講料の振込みを確認した後、実施場所中の受講会場ごとに受講者を決定し、受講時期に合わせ(講習実施日の約35日前)に受講票を送付します。なお、受講会場は、受講票により通知します。
- (5) 受講会場の変更は、受講日の30日前まで、変更先の受講会場に空きがある場合に限り認めます(変更を希望する場合、その旨協会への連絡が必要。)
- (6) 受講者の変更(受講者の入替え)は、受講日の14日前までは認めます(変更を希望する場合、その旨協会への連絡が必要。)
- (7) 天災地変等により、講習の実施が困難となった実施場所については、協会が新たに実施場所及び実施日を指定します。
- (8) 受講申請者が少ない場合、協会は実施場所の集約又は講習の実施を中止することがあります。

## 5 講習の内容

- (1) 講習は、講義と修了考査で構成し、講義時間は5時間40分、修了考査の時間は40分です。
- (2) 講義科目は、伝送交換講習は「伝送交換設備及びその管理に関する科目」並びに「電気通信事業法その他関係法令に関する科目」、線路講習は「線路設備及びその管理に関する科目」並びに「電気通信事業法その他関係法令に関する科目」です。
- (3) 講義終了後に行う修了考査では、講義の内容を理解したか否かを確認します。修了考査の結果、正解率が70パーセント以上の受講者には、後日、協会が修了証を交付します。なお、修了証は1つの講習につき1通です。
- (4) 協会は修了考査の採点結果を受講者又は受講申請責任者に通知します。なお、協会は修了考査の問題及び正答を公表しません。

## 6 再受講及び再考査

- (1) 修了考査にて、正解率が70パーセント未満の受講者は、再考査又は再受講を受けることができます(ただし、再受講は、講習の定員に空きがある場合に限る。)。再考査の時間は40分です。
- (2) 再考査は、同一年度内に2回(再々考査)を限度として受けることができます。なお、再受講の回数に制限はありません。
- (3) 再考査において、合格と判断された受講者(正解率が70パーセント以上の受講者)には、協会は、再考査実施日の日付で修了証を交付します。ただし、受講の期限は、講習の実施日が基準となります。
- (4) 再考査の実施日及び実施場所等について、協会は受験者に個別に通知します。

## 7 その他

- (1) 振込後の受講料等はお返ししません。また、受講料等の領収書は、原則として発行しません。
- (2) 感染症拡大防止のために、受講を辞退いただく場合があります。
- (3) 当日、協会は、講習を開始する前に「写真を貼付した受講票」及び「顔写真の貼付された社員証又は公的証明書(運転免許証等)」により受講者の本人確認を行います。
- (4) 受講に関するお問い合わせは、協会の電気通信主任技術者講習ページ中のお問い合わせフォームからお願いいたします。